

# 第24回期 第2回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年8月19日(水) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大 草 )	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山 白 石 )	生田目重好
同 ( 同 )	鈴木 輝雄
同 ( 染 )	岡部 多重
同 (中 根 松 )	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見決定  
について

1件

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 小松 将広

## 6. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>浅川町農業委員会第2回総会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。 本日はこの暑い中、ご参集いただき本当にご苦労様でございます。本来ですと盆の16日は、大勢の方が見物に来て浅川の花火が催されるところでありましたが、みなさまのご存じのとおり、新型コロナウイルスの影響で中止ということになりました。イベント等が中止になる等、あらゆる業界に影響を与えています。また、長い梅雨により農作物に多大な被害をもたらし、明けたら明けたで高温による被害も懸念されます。農業に従事している者にとっては、気の休まることのない状態となっております。新型コロナウイルスだけには感染しないよう十分に注意してお過ごしいただければと思います。</p> <p>本日の総会ですが、農地法第4条の規定による許可申請、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想及びその他についてご審議いただくことになっております。みなさまには慎重かつ厳格なご審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第2回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、3番、鈴木政吉委員、4番、関根辰三委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>議案第2号について、簗輪・袖山地区推進委員、小針弘之委員の調査報告および意見を求めます。</p>
小針委員	<p>それではご報告いたします。簗輪・袖山地区推進委員の小針弘之でございます。議案第号農地法第4条①についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>申請人、**、***さんでございます。8月9日午前10時より地区副担当の関根辰三委員及び申請人立会いのもと、現地にて調査をいたしました。</p> <p>***さんは、自分が所有する土地に農業用倉庫及び駐車場を設けることを計画しておりまして、現住宅地外の農地を転用し、農業用倉庫及び駐車場を建てたいということです。また、自分が元気なうちに転用したいということでありました。</p> <p>調査項目であります一般基準の申請目的、実現の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題のないとみてきましたので、審議のほどよろしく願いいたします。以上、調査報告をいたします。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>それでは補足説明いたします。</p> <p>今回の転用申請は顛末案件であり、申請者は***さんになります。***さんは5年前に申請地である農地を、農業用の軽トラックやトラクターの駐車場として利用するために、土盛りをし、砂利を敷いたそうです。当時は建物もなく、利用面積も少ないことから、農地法に抵触する認識がなかったとのこと。今回、申請地に農機具倉庫を建築する計画にあたり、現況が農地法に抵触していることを知ったため、顛末書を作成して申請されるに至り、今後は法令を順守していく旨の誓約書も提出されています。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされており、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われます。</p> <p>次に、立地基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、令和2年11月までに工事完了予定であり該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、県が処分権をもつ建築基準については許可見込であるため該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが該当しません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、農業用倉庫及び駐車場として適当な面積であり問題ありません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっ</p>
------------------------	--

<p>会 長</p>	<p>ておりますが、汚水の発生はなく、雨水は敷地内に素掘り側溝を設け、自然浸透する計画となっております。以上でございます。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第2号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第2号について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号、農地法第4条は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>内容の説明いたします。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想見直しについてですが、この見直しの経緯につきましては、まず県の方針がございます。県が地域の農業のあるべき姿についてビジョンを描き、農政の推進目標として策定するものであり、おおむね5年ごとに見直しを行い、その後10年間を見通して定めることとされています。前回は平成27年に見直しを行いましたので、今年度は5年目にあたります。</p> <p>内容につきましては、お手元の資料のアンダーラインが引いてある箇所が該当しています。文言の整理を行うとともに、町振興計画の見直し、原発後の風評被害払拭に係る取組み等の内容について、見直し・追加記載を行ったものです。また、農業経営改善計画策定に係る経営類型については、農業普及所の指導により水稻の品目についての記載を整理したものです。</p> <p>大きな変更点については、農業経営基盤強化促進法等の改正により農地利用集積円滑化事業が農地中間管理機構が行っている農地中間管理事業に統合された事による見直しを行ったものです。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見決定について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

会 長	<p>質疑なしと認め、採決いたします。</p> <p>議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見決定については原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。(1)浅川町農地パトロール(有効利用調査)実施要領(案)について、事務局より説明求めます。</p>
事務局長	<p>説明いたします。</p> <p>先月の業務説明会時に書記より説明をさせていただきました、農業委員会の法令業務である農地利用状況調査ですが、国の農地法の運用通知により8月に実施することとされております。</p> <p>また、農地法第32条で規定された利用意向調査については、利用状況調査の結果を整理したのち、11月末までに翌年1月末までを回答期限として実施することとされております。利用状況調査の実施は、実施要領を総会の決定により策定した上で行うこととされているため今回提出させていただいたものです。内容については、県および福島県農業会議から示されたひな形を基に作成しており、例年作成しているものとほぼ同様となっております。</p> <p>なお、調査の実施方法等の詳細については、今回、皆様に調査用図面、調査票のほか資料等をお配りさせていただいておりますが、後ほど書記より説明をさせます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局より説明が終わりましたが、実施要領(案)について農業委員及び推進委員の皆さんからご意見等ございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>意見等がないようですので、それでは実施要領については案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、(2)農業者年金加入推進部長について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは説明します。</p> <p>1枚の紙で、農業者年金加入推進部長の推薦と活動計画についてという、令和2年4月22日の文書をお手元に配布してあります。農業者年金加入推進につきましては、農業委員さんおよび最適化推進委員の方の両方に推進活動を行っていただくこととなりますが、加入推進部長という人を各農業委員会で1名選出するよう依頼がきております。この文書にも書いてありますように、5月11日までに提出してくださいということですが、前回は小針賢一前委員を推薦していましたが、委員改選があり新たに加入推進部長を決定しなくてはなりません。また、</p>

<p>会 長</p>	<p>8月26日に研修会があるため、次回の農業委員会総会では間に合いませんので、今回この場で1人の方を決めていただきたいと思います。これにつきましては、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんのいずれでも結構でございます。それから、通常の報酬とは別に活動時間により、この表のような報酬が支払われるようになっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局より説明が終わりましたが、どのような方法で選出いたしますか。</p> <p>(「会長一任」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。ただいま、小室委員より会長一任という提案がありましたが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、農業者年金加入推進部長に8番の鈴木勝志委員を指名いたします。ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、農業者年金加入推進部長に鈴木勝志委員を決定いたしました。</p> <p>本日の議案の審議及び協議事項はすべて終了いたしました。皆さんからその他何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。連絡事項を申し上げます。</p> <p>まず次回総会ですが9月17日木曜日午後1時30分を予定しております。その際に稲作作況調査を行います。議案審議の後に現地に行くこととなります。作業着、長靴、帽子等を持参していただきたいと思います。戻りまして作況状況を報告していただくこととなります。</p> <p>つづいて書記よりご説明いたします。</p>
<p>小松主事</p>	<p>つづきまして、農地利用状況調査についての説明を申し上げます。</p> <p>説明の前に本日お配りした、農地利用状況調査の白いファイルと、横長の航空写真が綴られている青いファイルをご準備ください。</p> <p>最初に白いファイルを開いていただき一番前に農地利用状況調査担当表があるかと思えます。今回の調査については、記載されている担当地区ごとに調査していただきます。また、各地区の農地の筆数が記載していますが、この筆数が今回調査していただく農地になりまして、全体で11,293筆にもなります。昨年度からは102筆減少しておりまして、非農地判断や農地転用等での減少となっております。農業委員会では平成29年度から非農地判断を行っていきまして、平成29年度は4,704筆、平成30年度は250筆、令和元年度については</p>

78筆と年々減少しております。

1枚めくっていただき、調査の一連の流れですが、利用状況調査というのが、農地法第30条で決まっております、今回から農業委員会の最重要事務にも位置付けられたということで、必ず年に1回農業委員会の方で管内の農地の状況を調査するということになっております。これは、8月に実施するということで、国の方で明確にその時期まで示されてございます。利用状況は、まず管内の農地を、緑色で囲まれた農地とオレンジで書いてある荒廃農地、要は作られていたり維持管理されている農地と、そうではなく荒れている農地に分けるような形になります。荒れている農地の中でも、その下に矢印がありまして、A分類B分類という記載がありますが、A分類、B分類とは何かと言いますと、簡単にカッコ書きで書いてありますが、A分類は再生可能、B分類は再生困難ということで記載がございまして。何枚かめくっていただくと、判定事例という写真が中に入っているのですが、3枚ほど写真が入っております。判定事例の中でも、まず不作付地。不作付地というのは、荒廃農地には入りません。不作付地というのは、トラクター等で耕耘すればすぐに活用できる農地ということで、荒廃農地にはなりません。次は、荒廃農地のA分類というのが荒廃農地のうち、農地として再生するために抜根、整地、区画整理、客土等が必要な農地ということで、草が背の丈くらいまで伸びている状況の農地が、再生可能なA分類という扱いになります。それから、次のページの荒廃農地のB分類は、森林の様相を程しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な農地ということで記載がございまして。草ではなく木や竹が生えて、容易には再生できないような状態のものは、B分類というような扱いになります。先ほどの調査票に戻りますが、利用状況調査でA分類に判定されたものにつきましては、11月末までに利用意向調査という形で、所有者の方にどのような意向をお持ちか確認するための調査票を出すようになります。その所有者の方が、例えば誰かに貸したいと思っているとか、いずれ耕作する考えがあるとか、そういった考えを確認する利用意向調査というものを、A分類に判定されたものは実施します。B分類の再生困難と判定されたものに関しましては、その下に書いてありますが、非農地判断を行い12月総会に議案として上げて農地台帳から除外するという流れになっております。利用意向調査の下に、点々で矢印がありますが、利用状況調査の結果も利用意向調査の結果もそうなのですが、国の方で全国農地ナビということで、全国の農業委員会の農地台帳を地図と一緒に公表しておりますが、そちらに調査結果が公表されるような形になります。利用意向調査の結果がその下に緑色であります、中間管理機構等に貸し付けをすることによって、遊休化の解消を図っていくこととなっております。

調査方法なのですが、皆様に調査用図面をお渡しさせていただきましたが、基本的にはその図面を活用し、現場の状況が図面上から判断できない場合には、現地調査による確認となります。次のページにいきまして、図面の内容ということで記載がありますが、皆様にお配りしました図面の見方を簡単に説明したいと思います。図面の右側に凡例ということで、図面の見方がこの凡例にあります、図面上紫の太い線で囲まれている部分は大字界です。黒くて太い点々線は字界になります。図面上、黄色い線で囲まれている筆、番地の下に黄色いアンダーラインがあるものにつきましては、地目が田んぼになります。オレンジで囲まれている

る筆は畑になります。去年までの調査で、A分類に判定されているものにつきましては、ピンク色の太い線で筆を囲んでありますので、そういうものは去年の調査の段階でA分類と判定されている農地になります。水色の太い線で囲まれた農地は、去年の農業委員さんの調査の中でB分類、再生困難と判断された農地になります。筆が何もない、ただの真っ黒な線のままのものは、農地以外の宅地とか雑種地とかそういった地目になっております。

なお、図面については平成27年のものになります。

実際の調査の手順ですが、国の方からは、原則的にすべての農地を現地に行って調査するという事になっているのですが、それはなかなか難しいと思います。皆様方は普段農作業をされて、現地に行かなくても状況を十分把握しているところもあると思いますし、あるいは、各地区で中山間事業や多面的事業をやられている農地もあるでしょうから、調査の手順といたしましては、まず図面を凡例に基づいて見ていただいて、ざっと見た感じ、去年までの判定と今年の現状に変更がないかどうかを確認いただきたいと思います。全ての図面に図面番号のインデックスが貼られていまして、それとリンクする形で、A4版の調査表には筆と所有者の名前が入ったすべての筆の記載がございます。なので、利用状況調査の皆さんにお配りしている一覧、A4版の調査票の中身になりますが、一番左側に図面番号が書いてあります。もちろんこちらにはインデックスも付いていますが、字名と地番と地目と面積と所有者ということで、筆の情報の記載がございます。その所有者の隣に、前年判定区分というところがあると思うのですが、前年判定区分に何も書いていない農地については、今は荒れていない農地だと扱われているものになります。前年判定区分のところにBと書いてあるものは、前年の時に再生困難と判定されたものです。Aと書いてあるものは再生可能だと判定されているもので、その隣に太書きで書いてある判定区分のところに、今年の判定を記載いただきたいのですが、記入例のところを見ていただきたいのですが、ここは、分かり易くご自分で使っていただいて良いのですが、記載例ではチェックが書いてありますが、チェックというのは書かなくても良いです。ここは自分でチェックしたよと、分かり易くするために記入例ではチェックを書いています。基本的にはこの判定区分には、前年と状況が変わるとき、例えば前年まで何も表記されていなくて農地の扱いになっているが、今は荒れてしまってA分類になっているという場合には、今年の判定区分のところにA、もしくは、がさやぶになって、もうとても農地には戻せないという場合には、その判定区分のところにBと書いてください。あるいは、前年の判定区分のところにAとかBの荒廃農地に位置付けされているものでも、部落の中で多面的事業等によって、荒廃状況が解消されているという場合には、農地の農という形で、再生したと分かるように調査票に書いていただければと思います。図面から見て、とても図面の状況だけでは現地に行かないと分からないという場合は、番地に丸印を付けておいたりして、これは現地に行かないと分からないなど、ここは委員さんの使い易いように活用していただいて構いませんので、この調査表にご記入いただきたいと思います。

また、右側に多面的・中山間交付金・納税猶予種類・特定処分対象農地ということで、該当がある物には丸印が付いているものがあります。多面的・中山間交付金というのは、各地区で多面的事業とか中山間事業で取り組んでいる農地ですので、そちらは基本的に農地として使われているものですので、調査いただかな

	<p>くても大丈夫なのかなということで、情報として記載させていただいております。あと納税猶予種類というのは、贈与税の納税猶予を受けている農地になっておりまして、こちらは非農地判定やB分類になってしまいますと、納税猶予が解けてしまいまして大変な状況になってしまうということがあります。納税猶予と特定処分対象農地というのは、原則農地の扱いとされておりますので、そちらも情報として記載させていただきます。</p> <p>6月くらいに準備をして、7月には農業委員さんに調査票と図面をお配りさせていただいたのですが、今回は改選もございまして、皆様方におかれましては就任間もない中で制度の理解もなかなか大変な中、ご負担をおかけすることもあるかと思うのですが、遅くとも9月までにはこの調査を完了することとなっておりますので、9月末までを期日として皆様にお配りした調査表を回収させていただきます。事務局の方で整理をして県等に報告するような手順を進めたいと思います。</p> <p>駆け足で説明をさせていただいたのですが、なかなか1度聞いただけでは分からない部分があると思います。もしその場合には、事務局にお問い合わせいただければ、その都度ご説明させていただきますので、事務局まで連絡をいただければと思います。</p> <p>最後に、皆様にお配りしている農地利用状況調査の合同調査日についての通知文ですが、大変急で申し訳ありませんが、来週の月曜日、25日に実施しますので、午前9時までにこの会場に集合するようお願いいたします。また、服装は上下作業着となりますが、気温が高く熱中症になる可能性があるため、上着は脱いでもらっても大丈夫です。ですがその際は必ず、帽子や身分証、腕章は必ず身に付けてください。私有地等に入りますので不審者と間違われまいようお願いいたします。</p> <p>それから農業委員会研修会が9月3日に郡山市のビッグパレットふくしまにて午後1時から3時45分までの予定で行われます。今回の参加については、新型コロナウイルスの影響で新しく委員になった方のみでの参加となりますのでご了承ください。集合時間につきましては、午前10時40分までに役場前駐車場に集合をお願いします。持参物につきましては記載のとおりで、本日お配りした業務必携をご持参ください。昼食を途中でとりまして、12時30分ころに到着する予定をしています。当日都合が悪く欠席される方につきましては、明日の12時までに事務局までご連絡願います。以上になります。</p> <p>事務局長      それでは、連絡事項は以上ですので最後にそのほか何でも結構ですので、皆さんから何かありましたならお願いします。</p> <p>小宅委員      9月3日については途中から乗せてほしいのですが、よいですか。</p> <p>小松主事      大丈夫です。</p> <p>会 長          その他にないようですので、以上を持ちまして第2回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--	---

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)